

第三十三回 参議院社会労働委員会会議録第十一号

昭和三十四年十二月十六日(水曜日)午後二時五十一分開会

委員の異動

本日委員羽生三七君辞任につき、その補欠として片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 武徳君
理事 高野 一夫君
古武 恵市君
木下 友敬君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
谷口弥三郎君
徳永 正利君
山本 杉君
片岡 文重君
小柳 勇君
藤田藤太郎君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君
田中 正巳君
松野 頼三君
内藤 隆君
川上 六馬君
六馬君
通商産業省 樋詰 誠明君
石炭局長

衆議院議員

労働大臣

政府委員

厚生政務次官 内藤 隆君
厚生省医務局長 川上 六馬君
通商産業省 樋詰 誠明君
石炭局長

労働省職業安定局長 百田 正弘君
事務局側 常任委員 増本 中吉君
会専門員

本日の会議に付した案件
○炭鉱離職者臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(加藤武徳君) それではただいまから会議を開きます。
まず、委員の異動を報告いたします。
十二月十六日付をもって羽生三七君が辞任され、その補欠として片岡文重君が選任されましたことを御報告いたします。

○委員長(加藤武徳君) 次に、炭鉱離職者臨時措置法案を議題といたします。
御質疑をお願いいたします。
御質疑はございませんか。――別に御質疑もないようですから、質疑は終了したものと認めることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。なお、修正意見等のおありの方は、討論中にお述べをお願いいたします。
○藤田藤太郎君 私は、日本社会党を代表して賛成の討論を行なう者であります。

まず、二、三この質疑を通じましてありました問題点をここで申し述べたいと思います。
炭鉱の離職者は、その数とともに生活の極端なる低下のため、きわめて憂慮すべき状態にあり、今や社会問題となり、生活保護者は激増し、児童は学校の弁当さえ持つて行けない状態にあります。緊急にこの対策を講ずべきであり、この法案の提出を見たものであります。この現実、政府の石炭政策の誤りにその原因があり、しかも、これを裏づけるがごとく当法案は昭和三十年九月一日以降の適用となつております。それは石炭合理化法案の実施された日から起算されているのであります。これをもって見ても、法案提出にあたりまして、政府はこれが最善なりと説明いたしておりますけれども、合理化法によつて買上げた炭鉱の失業者は救うことができず、当時わが党が失業対策の不備につき、強く反対したのも、きょうあることを予想したからであります。過去は問わぬとしても、今日の失業者の状態等を考えて本法案を顧みますと、一応二万一千名の離職者を目標にして努力されていることと解しますが、緊急就労対策事業や一般職業訓練所等に対する地方自治体の負担を考へます場合に、たとえ閉山したものは出炭減による炭鉱税、固定資産税等の収入減を伴い、さらに離職者対策の負担増となり、せつかくの本法案の成立も完全実施ができなくなると心配されるわけであります。さら

に鉱業権者の雇用に関する義務づけがばかされておられ、また、移住、転職、生業等も強く不安を感ずるのであります。しかし、年の瀬を控えて寒さと飢えにふるえている炭鉱失業者の思いをいたしますとき、一日も遷延を許さない事態であります。この見地に立つて、本日まで審議の中でも強く叫ばれていのように、諸外国の例を申すまでもなく、労働者の不安をなくすため完全石炭政策を樹立されるように、強く主張を望ましておきたいと思ひます。

それから質疑の中で問題点は述べられていたわけでございますけれども、たとえば離職された人が訓練を受け、訓練を受ける人は失業保険の済んだ人、そうして家族の生活を見ながらまた失業保険のない人、こういう人では、ほんとうに他に収入のない人に、昼二三百三十円、夜百三十円という訓練手当をもらつて新しく就職するために職業訓練をお受けになる方が、この手当てでは、その本人自身の生活と訓練によつてほとんど費されるということでありまして、この点は、質疑のときには実態に即して考へるという当局の御意見もありましたから、ぜひこの点も具体化してもらへるものと、私も期待をいたしております。これは一つの例でございますけれども、この質疑の中で行なわれまして、私たちもこの法案をあげるために何とか協力をするために、われわれの理解した面、そういう点を十分に配慮をしてこの法の

運営をしていただきたい。これを強く申し述べまして、本案に賛成をいたすものであります。

○吉武恵市君 私は、自由民主党を代表いたしました。本法案について賛成の意見を表明するものであります。
御承知のように、最近の石炭産業の不況はきわめて深刻であり、そのため多数の炭鉱労働者が離職して、失業者として困つておられます。今後、さらに相当数の離職者の発生も見込まれていのであります。しかしこれら炭鉱離職者は、特定の地域に集団的に発生しているという特質を持っておりまして、他産業の離職者と違い、これらの方々に対する職業の安定はきわめて困難な状態にあると言わなければなりません。他面、これらの方々の多くがわが国産業の復興発展に寄与されてきたことも考えあわせると、離職者の方々に対し特段のあたためき処置が必要であると考えるのであります。この措置法案を提案されたことは、まことに時宜を得たものであると信ずるものでございまして、その内容とする広域職業の紹介、緊急就労対策事業、特定の職業訓練の実施及び炭鉱離職者援護会の設置による離職者諸君に対する各般の援護措置等は、いずれも離職者の実態に即応した適切な措置と認められるのであります。

よつて私は、この法案に賛意を表すにあたりまして、政府は、法案成立後には、特異な事情にあるこの炭鉱離職者

に対してあたたい親心を持って法の運営に当たるとともに、真にその実効を期せられるよう、格段の配慮を特に希望するものでございます。また同時に、政府が本法案のごとき特別の配慮をしたことに思いをいたして、労使双方の方々が、良識と熱意をもって石炭産業の健全な発展に対処せられんことを希望いたします。私は賛成討論といたすものであります。

○村屋雄雄君 私、社会クラブを代表いたしました。本案に対して賛成の意思を表明するものであります。石炭離職者の問題は、今日わが国にとつて、また、石炭産業界にとつて、緊急のうちに緊急を要する問題であると思ひます。よつて、本案を施行せられるにあつては、政府関係者、特に労働大臣におかれては、十分この法案の内容、目的を果したための御努力を要望いたしまして、私一、二点要望を付しまして、本案に賛成の意見を申し述べたいと思つております。

その一つは、この法律とららはらの問題にあるわが石炭産業の再建案と申しますか、根本的な石炭産業のやはり樹立がなされなければならぬと、こう思ふのであります。そういう立場から、まず雇用の問題全体を解決するために、また、当面の石炭離職者の問題解決のために、緊急のうちに石炭再建案なるものを労働大臣に御努力を願つて、政府として早く打ち出されるようまず要望してやまないものであります。

次に、本案の目的とする炭鉱における離職者の職業紹介及び緊急就労の問題、または職業訓練等の問題ですが、衆議院において各党派が共同で附帯決

議が四項目なされてありますように、これが予算措置等において十分その目的が遂行されますように、予算的な措置においても、私は要望を重ねて申し上げておきたいと思つております。

いま一つ、つけ足しておきたいと思ひますことは、援護会の問題であります。援護会がかなり窓口が広く、炭鉱を離職された方々非常に困つておられる方々に対しての、たとえば生業資金の問題でありますとか、また、職業訓練中の手当の問題でありますとか、また、これを受け入れる側の事業主の労働者住宅の建設に等、なかなか各般にわたつて、かなり広い、また多くの仕事を受けたれてゐるということに建前はなつております。ところが、どうも衆議院並びに参議院における委員会での各同志諸君の、また、政府との間のいろいろの質疑を承つておりまして、この援護会の性格なり、今後なさろうという仕事、また、これに対する裏づけの予算措置等についても、まだまだわれわれとしてはこれでいいのか、またはきりしない問題が多々あると、こう思ふのであります。今日援護会の仕事というか、また、援護会にたよる石炭離職者のいろいろの処置というか、非常に私は今後重要な、ほつておけないような問題等がたぐさあることと思ひますので、今後援護会に対する、たとえば経営者の方から御努力を願うのか、また、政府から御努力を願うのか知りませんが、予算措置、その運用面について十分責任者である労働大臣、また、政府においても労働大臣の御努力によつて、これが運営等、予算措置等に十分の御努力を払われんことを要望いたしまして、本案に賛成

いたすものであります。

○委員長(加藤武徳君) 他に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより、炭鉱離職者臨時措置法案について採点をいたします。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもち、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○吉武恵市君 私はこの際、ただいま議決いたしました本法案に対し、お手元に配付いたしましたような附帯決議を付することの動議を提出いたします。

○委員長(加藤武徳君) ただいま吉武君から提出の附帯決議案を議題とすることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それでは吉武君提出の附帯決議案を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

○吉武恵市君 この附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議案

政府は、炭鉱離職者臨時措置法の実施に当り、左の諸点の実現に努力するものとする。

一、炭鉱離職者の炭鉱労働者雇入れに關しては、單なる訓示規定にとどまらないよう、その実効をあげる

こと。

二、一般職業訓練所の費用については、地方公共団体の負担を軽減すること。

三、生業資金借入の保証については、速かに対策をたてその成果を得るよう善処すること。

ただいま朗読いたしました附帯決議案について簡単に御説明を申し上げます。

第一におきましては、法案第六條第一項に規定いたしております、炭鉱離職者が炭鉱労働者を雇入れる場合においては、炭鉱離職者の中から採用することについてその実効を確保することと炭鉱離職者の雇用、失業の実情から見ましてきわめて必要と考えられるのでありまして、單にこの規定を訓示的な意味にとどませることのないように、法の運用にあつては、極力その実効を上げるように努力する必要があると考えるからであります。

第二につきましては、関係地方公共団体の財政の実情を十分考慮し、一般職業訓練所において炭鉱離職者の職業訓練に要する費用について、都道府県の負担を軽減するよう努力することを望むものであります。

第三は、生業を営もうとする炭鉱離職者につきましては、生業資金の融資を受けることがなかなか困難であります。この生業資金の融通を受ける場合に、法案にあります雇入れのあつせんというにとどまらず、その債務の保証をすることが必要な場合もあらうかと考えられますので、これらについての対策を検討して、炭鉱離職者が生業資金の融通を受けることが容易になるよう善処を

要望するものでございます。

以上簡単にございしますが、付帯決議案の趣旨について御説明申し上げましたが、何とぞ委員各位の御賛同あらんことをお願いする次第でございます。

○委員長(加藤武徳君) ただいまの吉武委員の提案理由説明につきまして御質疑がございせんか。――それでは御質疑もないようでありますから、これから採決に入ります。吉武君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致と認めます。よつて吉武君提出の附帯決議案を本委員会の決議として、本案に付することに決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成につきましては、委員長に御一任をお願いしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めてさうに決定いたしました。

○国務大臣(松野頼三君) ただいまの附帯決議につきましては、政府として、今後その実現に努力する所存でございます。

○委員長(加藤武徳君) それでは次に、医師等の免許及び試験の特例に關する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は御質疑をお願いいたします。

○竹中恒夫君 提出者の田中先生にお聞きするわけなんです、これはもとより戦争犠牲者としての外地の医師、齒科医師に關する考え方ですね。こう

十二月五日

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入りま
す。御意見のおありの方は賛否を明ら
かにしてお述べを願います。――他に
御意見もないようでありますから討論
は終局したものと認めることに御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(加藤武徳君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより、医師等の免許
及び試験の特例に関する法律等の一部
を改正する法律案について採決いたし
ます。本案を原案の通り可決すること
に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤武徳君) 全会一致でござ
います。よって本案は、全会一致を
もって、原案の通り可決すべきものと
決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成
につきましては、委員長に御一任を願
いたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(加藤武徳君) 御異議ないもの
と認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

十二月十六日本委員会に左の案件を付
託された。

一、炭鉱離職者臨時措置法案(予備
審査のための付託は十一月十七日)
一、医師等の免許及び試験の特例に
関する法律等の一部を改正する法律
案(衆)(予備審査のための付託は

いう方々が医師、歯科医師にならない
ことによつての社会悪というようない
ことを考へて、そういう弊害のないよう
にというお氣持があられて提出された
と思うのであります。そこで私は懸念
いたしますことは、これはもとより検
定試験ですから、採用試験でないの
非常に厳密な、点のからい方法でいく
わけです。従いまして、一年延ばして
みたところで、今年の合格率から見
て、わずか二人とか三名ということに
なつて、また来年もなつてくるのじゃ
ないかと思うのですが、そこで、本案
を提案なさつたあなたにお聞きした
い。これは三百名からの方々に對し
て、將來どういふふうなお考えをお持
ちになつておられるのか。そこまでは
考えずに、とりあえず一年ということ
なのか、先年指圧療法法の試験の問題
で、一カ年延ばしましたときは、やは
り当局が少し積極的に講習会でも開い
て社会悪なりそういう犠牲者を少なく
するといふ意圖が必要だといふことを
われわれは主張したわけなんです、が、
この医師、歯科医師に對する検定試験
に對してはどういふふうなお考えなの
か、一応ちよつとお聞きしたいのであ
ります。

でありますから、この一年間にできる
だけ合格者を出しまして、本人たちの希
望する方向にいかせたいということ
で、実は衆議院段階におきましても質
疑等の間に、厚生省になるべくあつせ
んをしていただきまして、講習会その
他の方法によつて合格者が一名でもよ
けいに出るようになつていふふうな配
慮をしていただきたいといふふうに、衆
議院の提案者等も考へておりました、そ
ういふたうな質疑もありましたが、
政府も幸いにしてそのようないふこ
に賛成をしておられる向きでありま
す。なお昨日、本委員会においても、
参議院各会派の委員諸君から同じよう
な御質疑があつて、同じような答弁が
あつたわけでありまして、従いまして、
われわれは、できる限りこの機会に一
つ受験者の各位もよく勉強をして、ま
た、厚生省等の医務行政を担当するも
のものできる限りそういうたうな親心
を持つて、一名でもよけい合格者を出
していただきたいといふふうにお考え
しておりますが、自後の問題について
は、今日のところは考へておりませ
ん。従つて、その節のまたいろいろ客
觀情勢なり、あるいはその節の議員の
方々の考へによつてきまるものと考へ
ておりますが、ただいまのところ
は、いま一年だけ一つその機会を得さ
せようといふことに結論を得ているわ
けでありまして、その他の件について
は、ただいま明言する基礎を持つてお
りません。

○竹中恒夫君 けつこうです。

○委員長(加藤武徳君) 他に御発言も
ないようでありますから、質疑は尽き
たものと認めることに御異議ございま
せんか。

昭和三十四年十二月十八日印刷

昭和三十四年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局